

長野市監査委員告示第11号

地方自治法第 199条第12項及び第 252条の38第 6 項の規定に基づき、長野市教育委員会教育長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成29年10月11日

長野市監査委員	鈴木栄一
同	小澤輝彦
同	三井経光
同	池田清

措置の通知書

平成28年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(意見)</p> <p>共済掛金の保護者負担分に関する市負担の見直し（報告書109ページ）</p> <p>災害共済掛金の負担について、市は学校設置者負担分及び学校設置者免責分として1人当たり485円を負担し、これに加えて、保護者負担分についても1人当たり460円を市が全額負担している（「長野市日本スポーツ振興センター共済掛金事務取扱要領」では、第3）。</p> <p>保護者負担分の市の負担については、子育て支援の一つとして、保護者の経済的負担を軽減するため、特に義務教育課程においては保護者が経済的負担を理由に加入しない状況をなくし、児童生徒全員が平等に治療費用や見舞金の給付が受けられ、学校生活を安心して過ごすことができることを目的に実施している。また、県内19市中12市が全額を公費負担している状況である（平成28年5月調査）。</p> <p>しかし、災害共済給付制度において、災害共済掛金の保護者負担分については本来的に保護者負担によるものである。</p> <p>全員の保護者が保護者負担分を負担するためには、保護者が災害共済給付制度の趣旨を十分に理解し賛同して負担できるように、担当課は説明ツール等によって各学校を支援することが必要であると考えます。</p> <p>また、災害共済掛金の保護者負担を保護者が負担することは市の負担額を減少させる効果があるとも言える。</p> <p style="text-align: right;">(保健給食課)</p>	<p>独立行政法人日本スポーツ振興センター法に、学校設置者が保護者から共済掛金の一部を徴収するとあるものの、子育て支援の一つとして、保護者の経済的負担を軽減し、特に義務教育課程においては保護者が経済的負担を理由に加入しない状況をなくすことで、児童生徒全員が学校生活を安心して過ごすことができるようこれからも継続していく。</p> <p style="text-align: right;">(保健給食課)</p>

措置の通知書

平成28年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(意見) 保険料の市の負担について(報告書 111 ページ)</p> <p>長野市PTA 安全互助会補助金は、PTA 団体傷害保険料(140 円/世帯)のうち14 円/世帯(1割)を負担するものである。1割負担については市と長野市PTA 連合会の協議により決定した金額である。</p> <p>PTA 団体傷害保険料は、PTA 管理下の行事において災害にあった場合でも、保護者会員、教職員会員及び児童生徒が補償を受けられることで、安心して保護者会員、教職員会員及び児童生徒が参加できるようになる。このことにより、PTA 活動の促進につながり、地域と学校との間で良好な関係が築ける効果もあるとしている。</p> <p>PTA 団体傷害保険料の必要性は以上のとおりである。しかし、PTA 団体傷害保険料の負担については、一義的にはPTA 会費によって賄うべきものである。長野市PTA 連合会は、年間の収支が概ね均衡している状況ではあるが、繰越金があることを考慮すると収支のやり繰りで当該費用を賄うことができると考えられるので、PTA 団体傷害保険料の負担については減額または自立を促すよう検討することが望まれる。</p> <p>長野市PTA 連合会は、なお一層PTA 活動の促進や地域と学校との間で良好な関係が築いていくことを支援することが望まれる。</p> <p>(保健給食課)</p>	<p>PTA 団体傷害保険の保険料に関する市の保険料負担については、長野市 PTA 連合会会計の年間の収支は均衡しているものの、継続的に繰越金が生じているということから、平成 29 年度中に長野市 PTA 連合会と市負担の必要性について協議を行う。</p> <p>(保健給食課)</p>

措置の通知書

平成28年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(意見) 長野市学校医委員会等補助金の見直し(報告書113ページ)</p> <p>長野市学校医委員会等補助金交付要領では、各医師会等を交付対象として、各医師会等内に設置された学校医委員会等が行う学校における保健管理や環境衛生に関する専門的事項について、学校医等間の連携、学校医等の欠員補充、学校保健に関する協議及び研究などの業務に対して補助金を交付している(長野市学校医委員会等補助金交付要領第1(趣旨))。学校医委員会補助金の補助金交付額は医師会等の1単位につき均等割として年額10,000円及び各医師会等の会員一人につき年額1,400円となっており、各医師会等に総額473千円(平成27年度実績)を支給している。</p> <p>医師には学校医を引き受けなければならない義務規定はないものの、医師の任務として公衆衛生の向上と増進に寄与することとされている(医師法第1条(医師の任務))。長野市は学校医(医師)に嘱託給与を支給している。学校医はその効果から公衆衛生の向上と増進に寄与しているといえる。</p> <p>医師会は医師の職業団体であり、会員である医師の会費により、医師の事務的業務等を委託されている。学校医に関する事務についても医師から委託されているとして、その費用は医師会会費によって賄うことが本来の姿である。</p> <p>一方、医師会等を通じて学校医との調整をすることで、学校医等間での連携や情報交換等が可能になり、欠員が生じた場合も速やかな対応が可能となっているほか、研修を行うなどにより、学校保健事業が円滑に実施できているとする現実的な効果がある。</p> <p>そこで、学校医等に関する事務的費用は医師会会費によって賄うべきではあるが、現実的な効果を考慮すると、医師会等による負担額を増額して、長野市学校医委員会等補助金</p>	<p>医師等には学校医等を引き受けなければならない義務規定はない。そのため、学校医の選任や欠員が生じた場合の補充等についても医師会本来の業務ではなく、所属会員の一部に係る業務である。</p> <p>医師会等では学校医の講習会や学校保健委員会の開催、各種通知文書の発送、学校医の選任を行っており、医師会等の決算書を確認する中で適切な事業と認め補助金交付を行っている。</p> <p>ただし、今後事業の実施状況を見ながら見直しが必要と認められる場合は見直しを行うものとする。</p> <p style="text-align: right;">(保健給食課)</p>

を減額していくことが望まれる。

なお、学校医等については、全国的には教育委員会が医師会、歯科医師会及び薬剤師会の協力を得て、市学校保健会を設置し、同様の業務を行っている。市学校保健会は中核市45 市中42市が採用しており、教育委員会が負担金や委託料等を拠出し、運営をしている。

(保健給食課)

措置の通知書

平成28年度 包括外部監査 分

意見	措置（改善）状況
<p>(意見) 社会教育関係事業補助金交付要綱の改定の必要性（報告書117ページ）</p> <p>(1) 交付先固定化の除去 社会教育とは、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう（社会教育法第2条）。 社会教育は対象が広範囲にわたっている。しかし、社会教育関係事業補助金の交付先は長年にわたり2団体に固定されている（1団体追加されることもある。）。所管課が予算編成時に事前検討を行い、交付先団体を吟味していることから、補助金交付先が固定化され既得権化していると言える。いきいき生涯学習の補助対象事業については、他にも多くの一般向け講座を行っている NPO 等が主催する事業も考えられることから、社会教育の広範な対象に適合させるために、補助金の交付手続きを透明化して、補助金交付先の公平性を図る必要がある。 一方、以上の内容は広く補助金を交付することになり、予算制約の観点から現実的ではないとも考えられる。 そこで、補助率や上限額を設定することで、予算の範囲内で、より多くの団体に対し補助金を交付できる可能性があるため、公平性の視点及び予算制約の観点から、社会教育関係事業補助金交付要綱の改正が望まれる。</p> <p>(2) 補助金の使途の明確化 当該補助金の実績報告として、各交付団体から、団体の収支決算書が提出されている。収支決算書は、全体として補助金収入を事業費のどの支出項目に充てているかを示しているのみであり、補助対象経費と</p>	<p>(1) 社会教育法の中で、市教委は、学校教育法又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）を行う団体に対し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、社会教育に必要な援助を行うこととされており、当該補助金は、社会教育の振興を推進する本市の幅広い事業に対して対応しているものである。 要綱に補助率や上限額の設定がないものの、団体の活動内容、補助対象事業の内容や経費、実施可能性、効果等を十分に精査した上で、毎年度に予算化や補助金交付をしている。</p> <p>(2) 実績報告時により詳細な経費内訳を示す書類提出を求める。今後もこれまで同様、補助金交付団体の事業の収支状況をみながら補助金の適正な執行に努めていく。</p>

して、何を対象としていくらかかっているのかが不明である。補助金の使途を明確にすべきである。

(3) 長野市PTA 連合会事業の効果的運用

長野市PTA 連合会の活動は、保護者の教育の一部を含め、子どもの教育環境の向上や、教育問題の研究協議に関する活動などであり、このうち研究集会については、全会員を対象とした研修会として、社会教育の一環と位置づけている。

研究集会の出席者は950人（平成27年度）であり、総数としては少なくないものの、総保護者数の5%にも達しないことから、分散開催など開催方法の見直しを考え、補助金の有効性を高めることが望まれる。

(家庭・地域学びの課)

(3)

長野市PTA 連合会は、情報社会の到来等により、子ども達を取り巻く環境の急速な変化や親子間のコミュニケーション不足、家庭教育の低下などに対応するため、子どもを育てる親の学び（教育）の場として、連合会内に分散会である委員会やブロック協議会、親の会を設けて、課題に対する検討や勉強会、研修会等の開催を行っている。

研究集会は、分散会の研究成果や課題をテーマとして研究討議を行うことから、当該集会への補助は、分散会への補助よりも補助金の有効性を高めているものとする。

また、研究集会やブロック協議会等の研究成果を記した活動報告書を、市内の全てのPTAを通じて、会員に回覧・周知し、子を持つ親に還元している。

(家庭・地域学びの課)